

教育厚生常任委員会 会 議 録

期日：令和4年10月27日（木）

場所：大曲庁舎 大会議室

大仙市教育厚生常任委員会会議録

日 時 令和4年10月27日（木曜日） 午前10時15分 ～ 午前11時30分

会 場 大会議室

出席委員（7人）

委員長	大 山 利 吉	副委員長	戸 嶋 貴美子
委 員	佐 藤 隆 盛	委 員	挽 野 利 恵
委 員	渡 邊 秀 俊	委 員	金 谷 道 男
委 員	後 藤 健		

欠席委員等（1人）

委 員 石 塚 柏

説明のため出席した者

教 育 長	伊 藤 雅 己	健康福祉部長兼福祉事務所長	佐々木 隆 幸
教育委員会事務局長	築 地 高	社会福祉課長	佐 藤 和 博
高齢者包括支援センター所長	湊 谷 修 二	社会福祉課主幹	佐 藤 公 大
社会福祉課副主幹	山 崎 哲 央	社会福祉課主査	坂 本 昌 士
高齢者包括支援センター主幹	高 橋 洋 平	高齢者包括支援センター主事	千 葉 瑠 実
教育指導課主査	今 田 智 彦		

議会事務局職員出席者

議事班主幹 佐 藤 和 人 議事班主任 小山田 竜 司

案件

（1）議案第117号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」

午前10時15分 開 会

○委員長（大山利吉） 皆さんどうもおはようございます。

本会議休憩中のところですが、ただいまより、教育厚生常任委員会を開会いたします。

欠席の届け出が17番石塚柏委員よりありますので、ご報告いたします。

それでは、当委員会に付託されました事件につきましては、別紙日程表のとおり、審査いたしますので、よろしく願いをいたします。

なお、いつものことではありますが、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いいたしたいと存じます。

それでは最初に、健康福祉部の所管分から審査いたします。

審査に入ります前に、佐々木健康福祉部長よりごあいさつをお願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（佐々木隆幸） おはようございます。

委員の皆さまにおかれましては、補正予算ご審議のため、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日お願いします案件は、社会福祉課、高齢者包括支援センターにおける物価高騰対策等に関する計4事業の補正予算であります。

この後、所属長がご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます、あいさつを終わります。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

それでは、議案第117号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

はじめに、佐藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 社会福祉課佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、本日説明補助員として同席しております社会福祉課職員を紹介いたします。障がい者支援班、佐藤公大主幹です。企画班班長、山崎哲央副主幹です。地域福祉班、坂本昌士主査です。それでは、説明に入らせていただきます。

議案第117号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、社会福祉課所管分について、説明いたします。

説明資料は、資料ナンバー 1-1 「令和 4 年度補正予算（案） 10 月補正 事業説明書」であります。

4 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目 4 6 事業「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業費」については、新規事業で、補正額が 5 億 5, 004 万 4 千円、財源は、国庫支出金が 5 億 5 04 万 4 千円、県支出金が 4, 500 万円であります。

「1. Plan」をご覧ください。

この事業は、電力・ガス・食料品等の価格高騰を踏まえ、特に家計への影響が大きい、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、緊急支援給付金を支給するものであります。

支給額であります。住民税非課税世帯へは、1 世帯につき、国の給付金 5 万円に、市単独事業で 1 万円を上乗せした、合わせて 6 万円、家計急変世帯については、国の 5 万円のみといたします。

事業の概要について説明いたします。

「4. Act」をご覧ください。

支給対象世帯については、令和 4 年度住民税非課税世帯と家計が急変し非課税世帯と同様の状況にある世帯で、非課税世帯が 9 千世帯、家計急変世帯が 5 世帯と見込んでおります。

確認・申請方法及び期間であります。住民税非課税で対象と思われる世帯へ、1 月下旬に確認書を送付しますので、その確認書を返送いただき、審査し、決定次第支給いたします。

なお、今月末まで実施しております「令和 4 年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金」を受給しており、その後、世帯構成に変更がないなど、今回の給付金に該当することが確実な世帯に対しては、手続き不要の通知をお送りし、指定口座へ振り込むこととしております。ただし、家計急変世帯については、窓口で申請していただく必要がございます。

申請期限であります。非課税、家計急変世帯のどちらも、1 月 31 日まででございます。補正の内訳ですが、会計年度任用職員の報酬などの事務費が 9 7 9 万 4 千円、事業費（給付金）ですけれども、国補助分が 5 万円掛ける 9, 005 世帯分の 4 億 5,

0 2 5 万円と市単独分 1 万円掛ける 9 千世帯分の 9 千万円の合わせて 5 億 5, 0 0 4 万 4 千円であります。

次に、5 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目 4 8 事業「住民税均等割のみ課税世帯への支援事業費（コロナ及び物価高騰対策）」については、新規事業で、補正額が 1 億 1, 1 2 5 万 6 千円、財源は、全額、地方創生臨時交付金であります。

これまで、令和 3 年度の「新型コロナウイルス対策生活応援事業」や令和 3 年度及び 4 年度の「住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業」など、住民税非課税世帯に対する支援は実施されてきておりましたが、住民税は課税されているものの比較的所得の低い、均等割のみ課税世帯への支援は行われてきておりませんでした。今回、電気、ガス及び食料品等の価格が高騰している状況を踏まえ、対象世帯 1 世帯につき 5 万円を支給するものであります。

事業概要であります。対象は、令和 4 年度住民税の均等割のみ課税されている世帯で、世帯数は、2, 2 0 0 世帯と見込んでおります。

補正額の内訳ですが、事業費が 5 万円掛ける 2, 2 0 0 世帯分の 1 億 1 千万円、印刷費や郵便料などの事務費が 1 2 5 万 6 千円で、合わせて 1 億 1, 1 2 5 万 6 千円あります。

次に、6 ページをご覧ください。

3 款 1 項 2 目 8 5 事業「在宅重度障がい者（児）介護世帯への支援事業費（コロナ及び物価高騰対策）」については、新規事業で、補正額が 2, 1 7 9 万 7 千円、財源は、全額、地方創生臨時交付金であります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰が続いている状況で、常時、介護を必要としている重度の障がい者、障がい児のいる世帯に給付金を支給するもので、これまで、令和 2 年 8 月と令和 3 年 2 月にも、新型コロナウイルス対策として、同様の事業を実施した経緯がございます。

次に、「4. A c t」をご覧ください。

支給対象となりますのが、令和 4 年 8 月から 1 0 月分の特別障害者手当、障害児福祉手当、または特別児童扶養手当のいずれかの手当受給者がいる世帯であります。

支給額は、対象世帯 1 世帯につき 5 万円あります。

補正額の内訳ですが、特別障害者手当受給世帯195世帯、障害児福祉手当受給世帯40世帯、特別児童扶養手当受給世帯200世帯の合計435世帯への給付金2,175万円と、郵便料、消耗品費などの事務費4万7千円の、合わせて2,179万7千円となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方ございませんか。
金谷委員。

○委員（金谷道男） 電力・ガス・食料品等の支給事業についてですけども、これを見ると、令和4年度の住民税非課税世帯の基準日が9月30日になってるようですが、それ以降に住民異動された方については、どんなふうになるもんなんですか。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） あくまでも9月30日時点ということで、その後、転出された方については、対象になります。

○委員（金谷道男） 転入された方は。

○社会福祉課長（佐藤和博） 転入された方については、ならないという。あくまでも9月30日時点で大仙市に住んでる方ということになります。

○委員（金谷道男） ということは、9月30日に大仙に住んでいた。で、転出した人については、転出先に連絡するということになりますか。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 住基の方で確認取れましたら、そういう形になります。転出先については、届け出されないと分かりませんので、あくまでもその9月30日時点の住所にお送りして、その先については、お住まいの方が郵便局へ転送の届け出ですとか、そういったことをされてる場合には、転送されるということになります。

○委員（金谷道男） これって、国の制度でやることですよ。で、市民の方々はそういった動きがある時に、自分が対象なのか対象でないのかってことは、分からないってば分からない。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 基準日9月30日と申しあげましたけれども、9月30日時点で大仙市に住んでる方については、大仙市からお知らせがいきます。9月29日時点で転出された方については、転出された住所地の自治体でお知らせするということになりますので、9月30日時点でお住まいの方には、大仙市として給付することになります。

○委員長（大山利吉） 金谷委員。

○委員（金谷道男） 私、今非常に疑問に思ったのは、支給漏れが起きるんじゃないかなっということ、今ちょっと懸念した話で、今しゃべってるんですよ。転出された人も実はもらえるんだよということをその人たちが分かるかどうかということなんだけれども、それはそれぞれの該当する市でやる。例えば、住所宛て所なしで返ってくるというケースも想定されることですよ。転出先分からないって話で、今の住所さいけば。その人たちは、転出する時はそういうごど分からねえよな。これももらえるどがもらえねどがっていうの。そこら辺の取り扱いってなんかちょっと変だなと思った。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 事務処理上のサービスといいますか、9月30日が基準日ではあるんですけども、資料「事業説明書」にありますとおり、11月下旬、確認作業とありますので、約1カ月程度お時間いただくんですけども、11月下旬のその確認書、通知発送になってますんで、それまでは、ぎりぎりまで、発送直前まで、その転出先の住所ですとか、そういったところ確認して、確実にお手元に通知が届くように事務処理の方を進めたいと考えております。

○委員長（大山利吉） 金谷委員。

○委員（金谷道男） ちょっとしつこいようだけれども、市の仕事として、まあ、国の仕事かもしれないけれども、要するに日本国民で住所登録してあればみんなもらえるんだよという意味合いのことをなんかあんまり周知されてないような気がする。例えばこれ選挙権と同じ考え方だと思うんですよ。全部に権利あるっていう。ただ、言い方悪いけれども支給とは書いてるけれども、国民に共通した場合、ある意味では決めちゃったので、あど権利あることなので、その人たちが。その人たちを情報でちゃんとしっかり守らないと、周知してやらないと駄目かなと、今ちょっと思って。基準日みたいなのがあって、その後こう動いた人たちの処理の情報伝達ってやっておかないといけないのではないかなと私は思いますが、そこら辺はどうなんでしょう。確認書送

るとか、あるいは広報。まあ、今の時点でもう動いちゃってるから、もう動いてしまっている話なので、もしかすれば支給漏れの問題があとで出てくる可能性がこれ何となくあるなという気はします。これからでもいいから何かそこら辺の、11月までの申請なようなので、何か周知の方法。逆の動きもあるんだすな。転入してきた人、まさに市民なってるごどなんだな。その人たちも逆に言えば同じごど起き得るがもしれね。私それに対するやっぱりフォローは、しておがねば駄目だんでねえがど思うんだけどもいかがなものでしょう。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 転入・転出時に、大仙市の場合は市民課になりますけれど、その窓口で周知するというのも一つではあるんですけども、あくまでも非課税世帯という限定になりますので、一人一人お声掛けするというのはちょっと難しいのかなとは思いますが。ただあの、金谷委員の質問にありましたとおり、大仙市だけでなく、全国一律に、この5万円については、給付する事業になってますんで、大仙市に限らず、他の自治体でもこの事業についてはPR、周知していくことだと思えます。で、大仙市についても、11月1日号の市広報でお知らせしてまいりますし、この後も機会をみて、逃さず周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（大山利吉） 金谷委員。

○委員（金谷道男） 要は出ていった人、入ってきた人、両方に関わっていることなので、出ていった人には、これから先、通知するってかなり難しいとは思いますが、今努力するって話なので、それはそれでいいんだけど、入ってきた人にもそういうことを知らせる。あの、個人的にあなた非課税ですかどうですかって、それで区別して周知する必要は当然やればいけないこと、駄目だと思っただけども、いわゆる一般論として、今回のこの事業は、9月30日以降に転出してきた人には大仙市ではできないけども、まあ従前の市で対応することになってるんだからというぐらいの情報はやっぱり伝えた方がいいんじゃないのかなと思うし、こっちでもそれはやれるようにしておかないと駄目だんでねえがなと思うんだな。せっかくのこういう、いい制度だから、支給漏れっていうような事案を起こさないようにするってことも非常に重要な仕事だと思うので、そこら辺の配慮をお願いしたいと思います。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） ご質問にありました周知方法についても、まだこれからの事業になりますので、いろいろ方法なり、そういったものを検討して、支給漏れのないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（大山利吉） よろしいですか。

○委員（金谷道男） 一旦まず、ほかの人あれば。俺ばりしゃべれば。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。挽野委員。

○委員（挽野利恵） 住民税均等割への支援事業についてお聞きします。本当こういうはざまにいる方に支給していただくという事業を起こしていただいて本当に感謝しております。これは、令和4年度住民税均等割のみ課税世帯ということで、はっきりした数字出てると思うんですけども、急に家計が急変してっていう方は、やっぱり事業名的には救済策はないのかなというふうに思うんですけども、その辺のところのこの事業の対象者は、住民税均等割のみの人限定しているのかということと、支給方法について、指定口座への振り込みなんですけれども、いつ頃を予定しているのかお知らせください。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 住民税均等割のみ課税世帯への支援事業費についてのご質問ですけれども、あくまでも、1番最初に説明申し上げました「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業費」こちらが非課税世帯を対象にした事業になりまして、二つ目に説明したのが均等割のみ課税世帯への支援事業ということで、どちらも基本的には5万円の給付になります。非課税の方には、市単独として1万円の上乗せがございますけれども、ということで、所得割が課税されていた世帯で家計が急変したとした場合に、家計の急変の度合いが非課税相当と見込まれる場合は、先ほどの電力・ガス・食料品の緊急支援事業費に申請することができます。ですから、この二つ目の均等割のみ課税世帯については、9月30日時点で均等割のみ課税世帯を対象として5万円を給付するというようにしております。

支給の時期ですけれども、こちらは先ほどの非課税世帯を対象とした給付金もですけれども、できるだけ早く、11月下旬に通知発送、12月上旬から申請受け付け始めますけれども、審査いたしまして、第1回目の支給としては、年内に実施したいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（大山利吉） 挽野委員。

- 委員（挽野利恵） ありがとうございます。ぜひ、速やかな事務の方、よろしく願
いいたします。
- 委員長（大山利吉） 何かありますか。佐藤課長。
- 社会福祉課長（佐藤和博） ご質問にありましたとおり、できるだけ早く、非課税世
帯、均等割のみ課税世帯の方に届くように事務を進めてまいりたいというふう
に考えております。
- 委員長（大山利吉） よろしいですか。
- 委員（挽野利恵） はい。
- 委員長（大山利吉） ほかにございませんか。佐藤委員。
- 委員（佐藤隆盛） 一つ教えてもらいたいんですけれども、家計が急変、ここさ書い
てある家計急変世帯19世帯ってあるんですけども、そして190万円。家計急変世
帯。電力・ガス・食料品の4ページ。これ、急変世帯の19世帯。これ、どうい
うご
とで急変したっというその内訳はとってるもんだすか。それぞれに違うと思
うんですけども、急に急変出すべ。急に生活が苦しくなったどが、その19
世帯の内訳って
いうの、とってるもんだすか。それから、これは、その人方からこれは申
請されて、こ
の19世帯というのは出てるもんだすべ。その内訳ってどうい
うものにな
ってるもんだ
べがなっということ
をお願いします。
- 社会福祉課長（佐藤和博） 今のご質問については、「事業説明書」4ページの「2.
D○」こちらに記載の家計急変世帯19世帯に関する質問と思われま
すけれども、こ
この家計急変世帯19世帯というのは、令和3年・4年度にすでに実施
している新型
コロナウイルス対策として実施した非課税・家計急変世帯への給付金
の実績でありま
して、新型コロナウイルスを原因として解雇された、収入が減ったとい
った方々から
申請いただいて、その家計の急変の度合いが非課税世帯と同等の
収入程度まで落ち込
んでいるということ
を、例えば、解雇通知ですとか通帳ですとか、そういったものを
確認させていただ
いて、確認できたという方々に非課税世帯と同額の給付金10万円
を支給した世帯が19世帯ということ
でございます。
- 委員（佐藤隆盛） すでに支給したということですか。
- 社会福祉課長（佐藤和博） はい。
- 委員（佐藤隆盛） んだすか。はい、分かりました。
- 委員長（大山利吉） よろしいですか。

○委員（佐藤隆盛） いいっす。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 市の上乗せ1万円が地方創生臨時交付金だって言ったべ。普通1万円の上乗せするんであれば、一般財源さそれ入るんたもんだども、地方創生臨時交付金の名前で市の補助金やるっていうのは、人の財布で市がいかにもかっこつけるんた感じだども、別なもんだんだが。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） この地方創生臨時交付金につきましては、例えば、新型コロナウイルス対策として交付金が、以前は交付されてきておりましたし、今回はこの電力・ガス・食料品等の高騰対策を目的とした事業に対して充当できる交付金ということできてますので、目的外の使用ということには当たらないかと思えます。

○委員長（大山利吉） 渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） なんも。せばその1万円というのは市のお金ではないということだすべ。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） たしかに国の交付金を活用してますけれども、市でそういった事業に使えるということで交付を受ける財源ですので、全く市のものではないということには当たらないかと思えます。

○委員長（大山利吉） 渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） おらだば違うと思うども。国からきたじえんこをおめえ勝手に使ってもいいんで、市の補助金で使えってことだすべへば。そういう使い方もできると。んだどもせば、市の補助金ってなるのそれ。上乗せの補助金。で、どうせそうやって使えるんだったらよ、1万円ぐらいでねぐ、5万円ぐらい上乗せして10万円ぐらいにへばいがあったと思うども、その上限どがもあるやつ。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 交付金そのものについては、その算定方法なりあって、ちょっと正確にはちょっと持ち合わせてないんですけれども、際限なく国から交付されるものではなくて、大仙市にはこれだけという枠で交付されてまいります。で、そういったものをこの電力・ガスの高騰対策だけではなくて、先ほど説明申し上げました、均等割課税のみの世帯に対する支援、それと重度障害者のいる世帯への支援とい

う形で、市の方で配分を決めますので、5万円、10万円といった高額な給付はなかなか難しいものと思っております。その中で国の5万円に1万円を上乗せして6万円というところを事業設計させていただいたところです。

○委員長（大山利吉） 渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） せばその、地方創生臨時交付金って市で自由に使えるってなんぼがよせであるってごど。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） よせてあるということではなくて、これから交付されてくる予定だということです。今回、電力・ガス・食料品の価格高騰に充当できる交付金ということでもありますので、国に実績を報告して交付を受けるということになります。

○委員（渡邊秀俊） 1万円でねぐ、例えば5万円にするのが3万円にするのがはできねがったの。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 金額はやろうと思えば、3万円、5万円ということもできるんですけども、この事業だけに充当するというだけではなくて、健康福祉部だけではなくて、ほかの農林ですとか、そちらの部局でもこの交付金を活用して支援事業を構築してますんで、バランスよく配分していくために、その中でこの金額上乗せ分の金額についても決めさせていただいたところでもあります。

○委員長（大山利吉） 渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） おらがらすればよ、国からくるじえんこが補助金どがなんかでやって、市の上乗せは一般財源であってしかるべきだと思っても、まず分かったんた、分がんねども、いい。

○委員長（大山利吉） よろしいですね。

○委員（渡邊秀俊） はい。

○委員長（大山利吉） ほかに。後藤委員。

○委員（後藤健） すいません、長くなっててあれですけど、この電力・ガス・食料品、まあこれ、もしかすれば、今説明受けた全部の事業対象なのかもしれないですけども、人件費のところなんですけども、会計年度任用職員の報酬ということと、まあ需要費

もありますけれども、970万。これってあれですか、これらの事業のために新しくその会計年度任用職員を採用するってことなんですか。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） この事業のために採用するということでございます。

○委員長（大山利吉） 後藤委員。

○委員（後藤健） となれば、いろいろプライバシーに関わることなんで、簡単にはいかないかもしれないですけども、これどういったその採用の仕方っていうかっすよ、要はこの家計が急変した人方っているわけじゃないですかね。やっぱり、先ほどおっしゃった解雇なりましたどが収入減りましたっていう人方。そういう人方を例えば、採用するような仕組みってできるものなのか、それってどうなんすかねその辺は、採用の仕方っていうかっすよ。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） この事業に係わらずですけども、市で会計年度任用職員を採用するに当たっては、ハローワークを通じて募集いたしまして、応募いただいた方の中から面接なりを実施して採用させていただいております。ですからまず、応募していただくということでその辺、解雇された方ですとか、そういった条件はなかなか付けにくいかと存じます。

○委員長（大山利吉） 後藤委員よろしいですか。

○委員（後藤健） 分かりました。はい。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。金谷委員。

○委員（金谷道男） この電力・ガスのところで、その確認書みたいなので、こう処理するっていうやり方、前に一度受給した事業とかぶるところあるからということだと思っけれども、非常にいいことだと思います。同じように、次の二つも、対象者の把握ってほとんどできるわけだと思っんだすよ。だとすれば、なるべく事務の処理の仕方を簡素化するためにも、該当者に、このような確認書みたいな形式でできるような事務処理の仕方を考えていった方がいいんだ。本人から申請してっていうのも分かるんだけども、ただ、本人が申請する意思のないものまで出せとは言わないけども、そういう事務処理の仕方を、今回からこれ、何回もこういうのあるから、やっぱりそのことは、やっぱり考えた方がいいんでないかな。申請する方も楽になるように、受ける方も楽になるように、やり方を、確認書のやり方いいと思っるので、全部、結局申

請されてきた内容を記載されてることは、こっちで調べてやることだから、全部調べてできてることなんだな。わりいども。市役所の中のデータで見れることなんだ全部。で、やっぱりそういうやり方で、もっと簡素化してやるような方法、考えた方がいいと思うけど難しいことでしょうか。

○委員長（大山利吉） 課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 課税状況につきましては、健康福祉部社会福祉課の方で自由に活用できる個人情報ではないんですけれども、この事業に係わらず、その所得等に関係した給付金の事業に当たっては、これまでも税務課の協力をいただきまして、社会福祉課で事業の説明、通知、一体の通知なんですけど、課税状況に関する部分については、税務課からのお知らせということで、該当すると思われる方にこれまでも通知をお送りしておりました。今回につきましても、税務課の協力いただきまして、該当すると思われる方に対して通知を送る予定としております。

○委員長（大山利吉） 金谷委員。

○委員（金谷道男） もうちょっと進んで、あなたは申請すればもらえますよぐらいのどごまで、だって、結局分かってるごどなんだな。答えは。ただそれプライバシーどが何とかって言えば、なんで分かるのよなんて怒れるかもしれねども、支給しねば駄目などご、さっきから言ってるども、今まさにこういう人方が弱者で困ってるんだから、やっぱりその当たりの事務処理、あなたは該当なりますよぐらいで教えだったいような気がするんだども。うん。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） ちょっと休憩いただいてよろしいですか。

○委員長（大山利吉） ここで、暫時休憩いたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○委員長（大山利吉） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに、質疑がないようですけども、挽野委員。

○委員（挽野利恵） すいません、最後に一つ。住民税均等割の方の対象者について、ちょっと一つ疑問に思ったんですが、世帯でないんだけど、例えば、いろんな事情で、旦那さんから逃げてちょっと住んでるどが、そういう方ってもしかして経済的

に非常に厳しいのがなど思って、そういう方ってこの住民税均等割の方でこう対象に
していただくことは可能でしょうか。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） DV避難している方、その方が非課税であれば、世帯が
別であっても、こちらの非課税の方の5万円、該当なります。ただ、均等割について
はあくまでも世帯で考えますので、世帯で均等割のみの課税の方が1人いて、ほかの
家族が非課税となれば該当なるんですけれども、その方が均等割のみ課税だとすれば、
その辺の申請なりしていただければ、該当させることは可能かと思います。

○委員長（大山利吉） 挽野委員。

○委員（挽野利恵） すいません、ちょっとよく飲み込めなかったんですけど、旦那さ
んがこう例えば、どちらにも該当しない立派なしっかりした収入がありながら、世帯
的には一緒なんだけれども、別に住んでてっていう方がこの支援事業で恩恵受けられ
るかどうか教えてください。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 今の質問につきましては、世帯として所得割も課税され
ている世帯であっても、奥さんがそのDV避難してるとなれば、事実上1人世帯、も
しくはお子さんとの世帯で収入が全くないと。非課税世帯であれば、電力・ガスの方
の給付金の方に該当しますので、そういった形は該当します。

○委員長（大山利吉） 挽野委員。

○委員（挽野利恵） そうすると、ちょっとこう掌握するの大変になっていうふうに思
うんですけれども、そういう方が網からこぼれないように、どのようにこう市として
周知できるものか、何か方法あれば教えてください。

○委員長（大山利吉） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） そのDV避難等につきましては、こちらでもデータ、書
類上も確認できないケースがほとんどですので、ホームページですとか、そういった
もので周知して申請していただくという方法しか今のところはないのかなと。これま
で実施してまいりました令和3年度の商品券を給付した生活応援事業ですとか、非課
税世帯の10万円の給付金についても、同様に該当りましたので、その際もまず申
請いただいてということでございます。

○委員長（大山利吉） よろしいですか。

○委員（挽野利恵） はい。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、湊谷高齢者包括支援センター所長。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） 高齢者包括支援センター所長の湊谷です。

どうぞよろしく願いいたします。

ご説明に入ります前に、本日同席の高齢者包括支援センター職員をご紹介いたします。高齢者支援班の高橋洋平主幹でございます。同じく高齢者支援班の千葉瑠実主事でございます。

それでは、議案第117号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、高齢者包括支援センター所管分についてご説明いたします。

資料ナンバー1-1「令和4年度補正予算（案）10月補正 事業説明書」の7ページをお開き願います。

新事業であります、3款1項6目14事業「在宅高齢者等介護世帯への支援事業費（コロナ及び物価高騰対策）」につきましては、補正額350万6千円で補正後額も同額の350万6千円であり、財源内訳については全額が国からの地方創生臨時交付金であります。

この事業は、項番1「Plan」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、要介護者の健康や体調管理に関する不安を抱え、心理的・身体的な負担が増大した介護者を支援することを目的とし、低所得の世帯に対し、在宅高齢者1人当たり5万円の支援給付金を支給するものであります。

項番4「Act」の支給要件であります。支給対象者は、在宅で介護をしている方とし、市内に住所を有する市民税非課税または均等割のみの課税世帯であって、要介護認定において4、5の認定を受けている在宅高齢者と同居し介護している世帯であります。

在宅高齢者の要件であります。令和4年6月1日から10月31日までの5カ月のうち、ひと月の半分以上の日数を在宅で生活していることとしています。なお、特別障害者手当を受給している在宅高齢者につきましては、先ほど社会福祉課長が説

明しました、在宅重度障がい者（児）介護世帯への支援事業費と重複しますので、対象外となります。給付額は、在宅高齢者1人当たり5万円としております。

実施方法につきましては、市の既存事業であります、家族介護慰労金支給事業、家族介護用品支給事業において、支給対象者の把握が可能であることから、支給対象者の確定後、11月下旬に支援給付金を支給する予定であります。

経費につきましては、支給対象世帯が70世帯で、給付金が350万円、事務費は郵便料が6千円で、合計350万6千円であります。

説明につきましては、以上であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

ただ今の説明に対しまして質疑がございましたらお願いいたします。後藤委員。

○委員（後藤健） 今のこの事業なんですけども、この所得制限といいますか、低所得の世帯を対象にしたその理由っていいですか、どういったところにあるのか。この事業説明書そのまま読めばっすよ「心理的・身体的負担が増大した」というのは、所得に関係なく、高齢者を見てる家っていうのは、所得に関係なくこの心理的・身体的な負担っていうのは、どこの家庭も増大してる話であって、そういった中であって、なんでこの低所得っていうところを対象にしたのかというところ。

○委員長（大山利吉） 湊谷所長。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） 在宅で介護されている方、介護サービス等を利用して、在宅介護を利用するケースがほとんどではあるんですけども、やはり自己負担分はどうしても生じるわけですし、介護サービスを利用される方、まあ、所得の多い方であれば、公的な介護サービス以外の介護サービスも利用されるというようなケースもまず考えられるわけではあるんですけども、実際やはり、低所得者の世帯とすれば、その介護サービス費の自己負担分が占める割合というのは当然、大きくなると予想されますので、非課税世帯と均等割世帯というところで線を引かせていただいたということでございます。

○委員長（大山利吉） 後藤委員。

○委員（後藤健） どちらかと言えば、僕こういった事業、所得制限設けることに賛成な方なんで、決してこの内容についても、もちろん反対するわけではないんですけども、特にこの要介護認定4度が5度が重い人方、重度の介護の人方を診てる家ってご

どはっすよ、先ほど、この社会福祉課の方でもあったすけど、まあ、もちろん障がい者と一緒にされないんでしょうけれども、同じような感じですよ、障がいの方を見る家庭と同じような感じで、やっぱりこういった重度の介護をしている家庭というのは見るべきではなかったのかなというふうに思うんですけど、その辺の話ってなんかあったもんですかね。

○委員長（大山利吉） 湊谷所長。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） そうすれば、介護サービス以外のところでという意味でよろしいでしょうか。

○委員（後藤健） はい。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） 先ほど説明の中で、既存の事業というところで申しましたけれども、在宅介護慰労金支給事業、在宅介護用品支給事業というような既存の事業もございますし、今後この事業、一つの事業に統合することを予定しております、統合した事業の方も今後、令和7年度には全て統合する予定でありますので、そちらの事業等も含めて支援していきたいというふうに思っております。

○委員長（大山利吉） 後藤委員、よろしいですか。

○委員（後藤健） 分かりました。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。挽野委員。

○委員（挽野利恵） 事業については分かりました。私ちょっと質問したいのはSDGsの関連目標についてなんですけれども、これ低所得者に向けた事業なので、SDGsでいくとこの1番も該当なるのかなというふうに思ったんですけれども、この事業に対する包括支援センターのSDGsとの関連性というのはどういうふうに考えてらっしゃいますか。

○委員長（大山利吉） 湊谷所長。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） SDGsの目標としまして、3番の「全ての人に健康と福祉を」というところで、在宅高齢者の方はもちろん、そのご家族の方に対してということなんですけれども、1番の「貧困をなくそう」というところまでのところで、この事業を設計したということではないんですがございますけれども、あくまでも、3番の健康と福祉をとるところから設計しているところです。

○委員長（大山利吉） 挽野委員。

○委員（挽野利恵） 3番を設定しているとなると、所得関係なくこう考えて、さっき後藤委員もおっしゃってたんですけど、等しく皆さん、所得関係なくご難儀なさっているので、3番だけに該当するというふうな、低所得者向けのこの事業が、考え方をもう一步こう深めていってやらなければならないのかなと思うんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

○委員長（大山利吉） 湊谷所長。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） 今、挽野委員からご質問あったように、確かにその家庭で重度の要介護の方を介護している方からしますと、委員のおっしゃるとおりでございますので、今回の事業に関しては、所得のところ、先ほど言いましたように、収入というところで線を引いたところではあるんですけども、今後、その1番の貧困のところ、収入、所得といったようなところも今後検討して、次の事業に反映させていきたいと思えます。

○委員長（大山利吉） 挽野委員。

○委員（挽野利恵） ありがとうございます。どのような事業もやっぱりこうSDGsとのしっかりした、なんて言うんですか、このSDGsのここに関連してる事業ですよというふうな姿勢って言うんですか、取り組み方を今後も続けていただきたいと思えます。

○委員長（大山利吉） 所長。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） 大変参考になりました。ありがとうございました。

○委員長（大山利吉） ほかに、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） 一つだけ教えてください。所得に関係なく、在宅で4と5の人は何人ぐれ、何世帯あるですか。ここには、所得に関係ある人が70世帯だすども、4と5の中で所得関係なく、全部トータルで何人くらいおるのか把握してますか。

○委員長（大山利吉） 湊谷所長。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） 今年、9月30日現在の数字でございますけれども、大仙市内で要介護4、要介護5の認定を受けている方は、1号被保、2号被保を合わせまして、1,702名いらっしゃいます。1,702名の方が認定を受けてらっしゃいまして、在宅に何人いるかっていうのは把握してないんですけども、その1,702名の中で特別養護老人ホームと老人保健施設という施設に入所されて

る方が1, 326名いらっしゃいます。引けば370人くらいなんですけれども、単純に370人在宅というわけではございませんで、その370人の方は、いわゆる介護保険の在宅サービスを使っていらっしゃる方が、ほぼ全員に近い数字なんですけれども、その在宅サービスの中には、ショートステイと言いまして、短期間、もしくは、最近では長期間の、実際には本当に入所と同じぐらいの期間宿泊して、施設に入ってもらっしやる方も相当数いらっしゃいますし、その先ほど言いました370人の中には、そのショートステイ以外にも、地域密着型と言いまして、グループホームの施設に入っているような、宿泊で利用できるサービスも相当数ございますので、そういった方々を除きますと、やはりこう100人前後なのかなというふうなところでございます。

○委員（佐藤隆盛） その100人前後が70世帯か。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） はい。そうです。

○委員（佐藤隆盛） やり方ってなんとやってやったっつけ。説明よく聞がねがった。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） 要介護4と5の認定を受けている方で、そういった施設にも入っていない、入院もしていない、在宅で介護している方で非課税と均等割のみ世帯ということになります。

○委員（佐藤隆盛） 全部把握してるんだな。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） はい。

○委員長（大山利吉） ほかに、ないようですので、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 何年か前から出てるようによ、われわれの周りではこの在宅介護で難儀してるっていうのは結構いるわけよ。で、介護のために仕事辞めて収入減ったどがなんか。だども出てきた数字、今の説明で70だど。だがら、ちょっと少ないように感じるんだども、この支給要件って国で決めたのこれ。ここで決めたの。

○委員長（大山利吉） 所長。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） こちらの市役所の方で決めました。

○委員長（大山利吉） 渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 国できちっとこういうのは、別にねんだ。この支給要件よ。事細かに決めたものはそうねえんだ。

○委員長（大山利吉） 所長。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） 今回の在宅高齢者介護世帯の支援事業ということ自体、市の方で決めさせていただきましたので、何かこう国で同じようなもので何かの基準というようなものは特にはございません。

○委員長（大山利吉） 渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） やっぱりそうやって困ってる人いるんだったらや、支給要件厳しくして、ずうっと抑えてるよりは、いやあ、これ大仙でいいどころがあるなあ、もらって良かったなってみんな思えるような支給の方法、もう少し大まかに決めるのがよ、少しやってもどうせ国庫支出金なので、またさっきの地方創生臨時交付金どがよ。この支給要件、国で決められでで仕方ねってば仕方ねども、おらほで決めるじな、もう少しおらかな気持ちでよ。70だばちょっと感覚さずれてるんた感じするわけよな。そのあたりをよろしくご配慮をお願いします。

○委員長（大山利吉） 所長。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） 今回の新規の事業としては委員のおっしゃるとおりでございますけれども、先ほども少しお話しましたが、既存の事業であります、いわゆる慰労金と家族介護用品の支給という事業でございますけれども、今後、その二つの事業を統合しまして、予定としては令和7年度から、利用者負担の助成の方も検討して実施する予定にしておりますので、そういった在宅で介護をされているご家族の支援につなげていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（大山利吉） よろしいですね。

○委員（渡邊秀俊） 現状の業務はそれでいいんだけど、これはコロナで難儀して物価高くなるじで、おめだ頑張れっていうじだべった。非常時のお金だべ。だがら平常時の考え方と非常時の考え方だら、なんとそれ要件厳しくして対象者少なくするって感覚はちょっと俺うまくねえど思うんだ。非常時だもの今。平常の施設どがなんかさ入っても困ってる人もいっぺ出はってきてるんだもの。そのあたりはよく考えてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（大山利吉） 所長、何かありましたら。

○高齢者包括支援センター所長（湊谷修二） 先ほどの答弁と同じようになってしまいますけれども、今後、今のご指摘参考にいたしまして、次の施策に活かしていきたいと思えます。どうもありがとうございます。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、ここで質疑を終結いたします。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。どうもご苦労様でございました。

（午前 11 時 18 分 休憩）

（午前 11 時 20 分 再開）

○委員長（大山利吉） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、教育委員会の所管分について審査いたします。

審査に入ります前に、伊藤教育長よりごあいさつをお願いします。

○教育長（伊藤雅己） 朝夕の冷え込みが本当に厳しくなりまして、厚手のコートも放せない季節となってきました。

小・中学校ですけれども、秋休みが終わりました、後期がスタートしております。多くの学校では、予定していた学習発表会、学校祭が行われましたし、各公民館の事業も例年並みに実施できております。まだまだコロナ感染予防のために、人数制限ですとか内容の工夫が求められてはいますが、まず実施できていることに素直に喜びを感じているところです。今月に入りまして、学校からの新規感染者の報告が少なくなり、人数的にはだいぶ落ち着いてきた感がありましたが、ここに来て、一気に複数の陽性者が確認され、学級閉鎖等の措置をせざる得ない状況がまだ出てきております。社会全体としては、旅行支援が始まるなど、人の移動も増えておりますが、教育委員会といたしましては、引き続き教育活動を通して、感染が拡大しないように、緊張感をもって対応してまいります。どうか皆さまのご理解とご協力、よろしくお願いいたします。

さて、本日の教育委員会関係の案件ですが、就学援助費受給世帯への支援事業費に係る一般会計補正予算 1 件であります。

よろしくご審査の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。本当に教育委員会の皆さまには小・中学校のコロナ対策、日夜本当にご苦勞様でございます。ご難儀かけますが、この後もどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、早速ですが、これより審査に入ります。

議案第117号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」を再び議題といたします。

当局の説明を求めます。築地教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（築地高） 教育委員会事務局築地です。よろしくお願いたします。

説明補助員として、今田智彦主査が来ております。

資料は、資料ナンバー1-1「事業説明書」になります。

18ページ、最後のページなりますけれども、ご覧ください。

10款1項4目28事業、事業名「就学援助費受給世帯への支援事業費（コロナ及び物価高騰対策）」であります。

1の「Plan」をご覧ください。

本事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食料品・光熱費等が高騰し、日常生活の負担が増加している低所得の就学援助受給世帯に対し、特別給付金を支給することにより、生活の安定に資することを目的としております。

資料の「4. Act」をご覧ください。

こちらに、事業概要、予算規模を記載しております。

支給対象者についてですが、本事業の前に、子ども支援課において、子育て世帯生活支援特別給付金事業を実施しており、当該事業で非課税世帯及び児童扶養手当受給世帯は、児童・生徒1人当たり5万円の支給を受けております。そこで、本事業では、対象にならなかった準要保護家庭を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金事業で支給を受けた世帯を除き、大仙市に住所を有している令和4年度準要保護世帯で、住民税が均等割及び所得割課税となっている世帯を対象としております。なお、生活保護を受給している要保護世帯は対象外となります。

給付金についてですが、均等割世帯には、児童・生徒1人当たり5万円、所得割世帯には、児童・生徒1人当たり3万円を給付します。これは、所得割課税となる世帯の方が、均等割世帯よりも所得が多く、負担が少ないことから、金額に差を設けております。

対象児童・生徒の見込み数は、令和4年10月1日時点で、均等割世帯29人、所得割世帯23人、合計52人となります。

事業の実施方法は、教育指導課で対象となる世帯を調査したのち、11月に給付金のお知らせを通知、12月に支給を実施します。就学援助支給口座への給付を行うので、申請不要とする予定です。

予算内訳は、対象児童・生徒数と給付額を掛けた金額で、合計で214万円となります。

以上が本事業の説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、ありましたらお願いします。金谷委員。

○委員（金谷道男） 参考までに。今、準要保護世帯って何世帯。

○教育委員会事務局長（築地高） 現在、準要保護世帯数では、168世帯。児童・生徒数としては、239人になります。

○委員長（大山利吉） 金谷委員。

○委員（金谷道男） この表、足せばいい。3つ足せば児童数になったことだな。ごめんなさい。分かりました。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、ここで質疑を終結いたします。

以上で、教育委員会事務局の所管分の審査は終了いたしました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。大変ご苦勞様でございました。

（午前11時28分 休憩）

（午前11時29分 再開）

○委員長（大山利吉） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第117号を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、教育厚生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でございました。

午前 11 時 30 分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

教育厚生常任委員会委員長 大 山 利 吉